

答 申 第 3 号
平成19年3月30日

鎌ヶ谷市長 清 水 聖 士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 芹 澤 功

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号
の規定による諮問について（答申）

平成19年2月26日付け鎌高第1395号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった地区敬老会を開催するに当たって、出席等の確認をするため、75歳以上（ただし、経過措置として、平成18年度は73歳以上とし、年度ごとに引き上げる予定）の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の名簿を地区自治会長に提供することは、住民基本台帳法の改正及び同法の改正における取扱について国から自治会などを公共的な団体として位置付ける判断がなされたことも加えて検討しても、前回の答申（平成17年10月18日付答申第2号）の「個人情報を提供するほどの公益上の必要その他相当の理由はない」との判断を覆すほどの理由が見あたらないことから、妥当ではない。

なお、実施機関においては、前回の答申をふまえ、名簿の外部提供に代わる技術的な工夫により、対応願いたい。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条の規定により、原則として実施機関以外に保有個人情報を提供することはできないが、例外として外部提供することが同条第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由がある」か否かを確認するため、審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に出席し、口頭で次のとおりに説明した。

敬老会を開催するに当たり、地区自治会が該当者を正確に把握するために、従来市が実施していた市保有の該当者名簿の貸与を、平成17年度に中止し、その代替案として、市が直接個人宛に開催通知を送付し、それを基に地区自治会が参加者を把握したうえで敬老会を実施した。平成17年10月に開催された「鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会」においても名簿の貸与は適切ではないとの答申を受け、平成18年度も同様な形で敬老会の参加者の把握を実施したところである。

しかしながら、地区自治会からは、敬老会事業は公益的な事業であり、円滑な実施のための名簿貸与の要望が根強くある。

さらに、平成18年11月1日に改正施行された住民基本台帳法第11条の2において、市町村長は、次に掲げる活動を行うために同台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、その活動に必要な限度において、閲覧させることができる旨規定され、同条第1項第2号で、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施が具体的に閲覧させることができる場合として規定され、自治会が行う敬老会もその中の一つとして例示されたところである。

鎌ヶ谷市個人情報保護条例など、個人情報保護に係る法令の改正はないものの、住民基本台帳法の一部改正により、地区自治会が実施する敬老会事業は、公共的団体が行う公益性の高い活動と認められていることから、市が保有する個人情報を外部提供することの「公益上の必要その他相当の理由」に当たるものと考え、再度諮問しようとするものである。

第4 審査会の判断

地区自治会の主催する敬老会事業を市が奨励することは、公益性が認められるものであり、自治会についても、住民自治に極めて深い関連を有し地域社会において重要な役割を担っているものである。

しかし、地区敬老会を開催するに当たって、出席等の確認をするため、75歳以上の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の名簿を地区自治会長に提供することは、住民基本台帳法の改正及び同法の改正における取扱について国から自治会などを公共的な団体として位置付ける判断がなされたことも加えて検討しても、前回の答申通り、個人情報を保護する観点から、個人情報を提供するほどの公益上の必要その他相当の理由はないと考えられるので妥当ではない、と判断した。

そもそも、個人情報保護条例第9条の提供の制限に関する規定は、実施機関が保有する個人情報、原則として実施機関以外に提供することを禁止したものであるが、法令等に定められたときなど合理的な理由があるときは、提供を認めているものである。今回の住民基本台帳法の改正及び同法の改正における取扱において、自治会が公共的団体に該当し、敬老会事業が公益性が高い事業であるとされたが、それは、住民基本台帳の閲覧に関するものであり、閲覧についても、住民基本台帳法第11条の2は、市町村長は、同台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、その活動に必要な限度において、閲覧させることができる旨規定している。諮問は実施機関が個人情報を実施機関以外のものに提供する場合であり、個人情報保護条例第9条第1項第5号に定める「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。」に該当するか否かを、個人情報保護の観点から判断するべきである。

個人情報が実施機関以外に提供された場合、当初の提供目的以外に使用されたり、場合によっては、民間事業者に流出し悪用されるおそれがあり、特に75歳以上の住民登録をしている高齢者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主（世帯主の記載によって独居老人であることが判明してしまう場合もある。）の名簿が流出した場合は、高齢者を狙ったシルバー犯罪に悪用されるおそれが高いにもかかわらず、地区自治会における個人情報保護の方法も確立されていないこと、及び名簿を提供する方法に代わる工夫の余地が存在することは、前回の答申時と変わらないので、名簿を提供することにより得られる便益よりも、提供することによって想定される弊害の方が大きいものと思料され、個人情報を提供するほどの公益上の必要その他相当の理由はないので、住民基本台帳法の改正及び同法の改正における取扱について国から自治会などを公共的な団体として位置付ける判断がなされたことも加えて検討しても、前回の答申を覆すほどの理由はないと判断した。